

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年10月5日

**【事業年度】** 第106期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

**【会社名】** 太平化学製品株式会社

**【英訳名】** TAIHEI CHEMICALS LIMITED.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 瀬戸口 照 弘

**【本店の所在の場所】** 埼玉県川口市領家四丁目5番19号

**【電話番号】** (048)222局1122番(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経営管理部 龍造寺 秀 樹

**【最寄りの連絡場所】** 埼玉県川口市領家四丁目5番19号

**【電話番号】** (048)222局1122番(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経営管理部 龍造寺 秀 樹

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第106期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

#### 3 配当政策

#### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

#### 3 【配当政策】

(訂正前)

株主の皆様への安定配当の継続的な実施を最重要課題としつつ、財務体質の強化、今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等、中長期的な企業価値の向上を勘案して決定しております。

当社は、「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。」旨定款に定めております。

(訂正後)

株主の皆様への安定配当の継続的な実施を最重要課題としつつ、財務体質の強化、今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等、中長期的な企業価値の向上を勘案して決定しております。

当社は、年1回の配当を基本としつつ、「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。」旨定款に定めております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(訂正前)

- a. ~ h. 省略
- i. 記載なし
- j. 記載なし
- k. 記載なし

(訂正後)

- a. ~ h. 省略
- i. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任は累積投票によらない旨を定款で定めております。

- j. 取締役等の責任免除及び責任限定契約の概要

当社は、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役及び監査役の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額において締結することができる旨を定款に定めております。

- k. 株主総会特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会特別決議の定足数を緩和することにより、特別決議事項の審議をより確実に行うことを目的とするものであります。